2017年
愛媛労働局のとりくみ

厚生労働省　愛媛労働局
労働基準監督署・公共職業安定所
（ハローワーク）

愛媛労働局は、厚生労働省の愛媛県における総合労働行政機関として、労働基準行政、職業安定行政、職業能力開発行政、雇用均等行政が一体となり、「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上、女性、若者、障害者等の多様な働き手の参画などに取り組むとともに、地方公共団体等と連携を図り、地域の雇用機会の創出など総合的・効果的な施策を推進しています。

「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上

非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正、人材確保対策の推進、地方創生の推進及び労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりなどにより、労働環境の整備・生産性の向上を図る取組を推進します。

女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画

全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、女性・若者・高齢者・障害者等の活躍促進、外国人の活用などにより、多様な働き手の参画を図ります。

1 雇用環境・均等室の施策

(1) 働き方改革と女性活躍の推進
(2) 安心して働くことができる環境整備の推進

2 労働基準部の施策

(1) 働き過ぎ防止に向けた取組の推進
(2) 労働条件の履行確保・改善対策
(3) 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり
(4) 最低賃金制度の適切な運営
(5) 労災補償対策の推進

3 職業安定部の施策

(1) 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進
(2) 若者の雇用対策の推進
(3) 高年齢者雇用対策の推進
(4) 障害者雇用対策の推進
(5) 手厚いセーフティネットの構築
(6) 地域のニーズに即した公共職業訓練・求職者支援訓練の展開と訓練修了者への就職支援
(7) 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

4 労働保険徴収室の施策

(1) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進
(2) 労働保険料等の適正徴収

1 雇用環境・均等室の施策

働き方改革と女性活躍の推進

ア. 働き方改革の推進

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進により、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、「愛媛労働局働き方改革推進本部」のもとで、効率的な働き方を推進します。

- ◆ 企業の経営トップの意識改革等を図るため、労働局幹部による主要企業の経営トップ等に対する働きかけの実施
- ◆「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発及び働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導
- ◆ 地域の政労使等関係者を構成員とする会議の開催

【年間総実労働時間の推移（全国・愛媛県 事業所規模 30 人以上）】

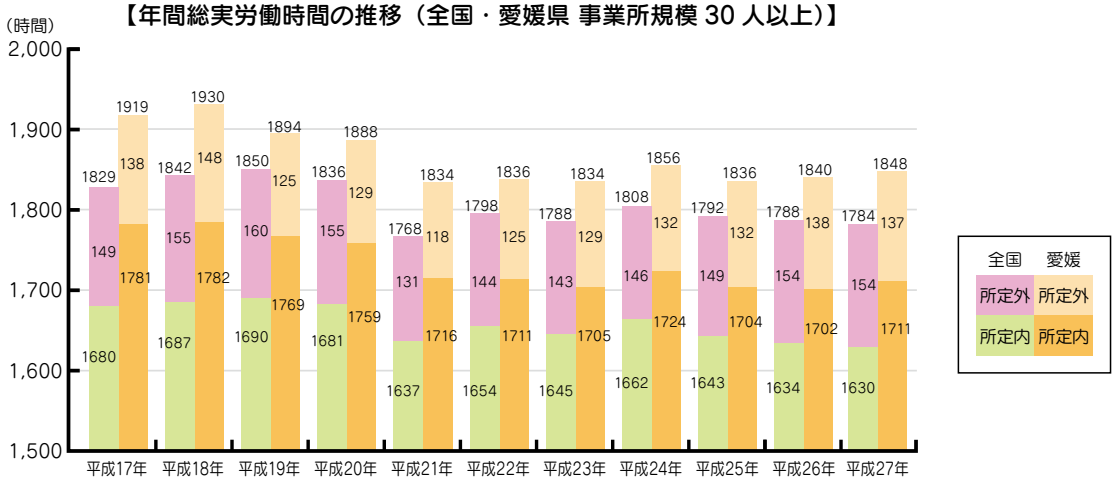

イ. 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

改正育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法の確実な履行確保を図り、男女がともに仕事と家庭の両立ができる職場環境整備の取組を促進します。

- ◆ 改正育児・介護休業法の積極的な周知及び規定の整備等法に基づく適切な指導
- ◆ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の完全実施及び「くるみん」・「プラチナくるみん」の取得促進
- ◆ 両立支援助成金の活用等による両立支援に取り組む事業主に対する支援

ウ. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮して働くことができるよう、男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、女性の活躍を推進するためのポジティブ・アクションの取組を促進します。

- ◆ 男女雇用機会均等法の積極的な周知及び法に基づく適切な指導
- ◆ ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援

認定マーク
（えるぼし）

エ．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の履行確保

女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画策定等が義務化された301人以上企業について、行動計画の進捗状況、課題の改善にあたって必要な助言を行い、取組の実効性確保を図ります。

- ◆ えるぼし認定制度の積極的な周知及び認定申請に向けた取組促進
- ◆「両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）」等の活用による中小企業の取組の促進

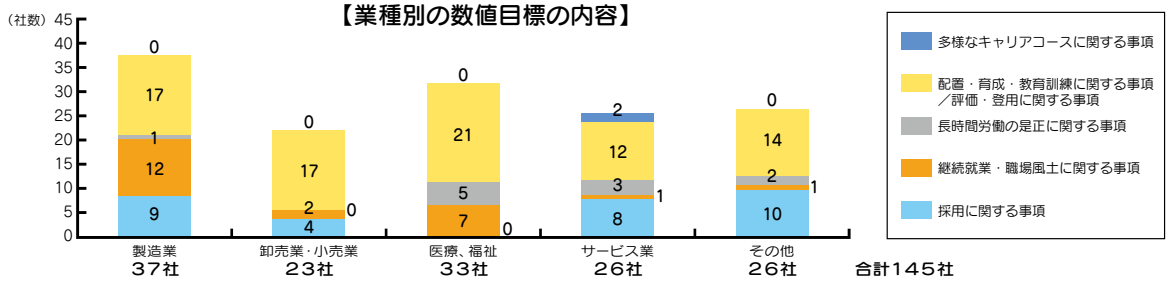

オ．非正規雇用労働者の正社員転換・同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善の取組

非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善を強力に推進するため、「愛媛県正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき、愛媛県との連携を図りながら正社員転換・待遇改善の着実な取組を推進します。

- ◆「愛媛非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を活用した非正規雇用労働者の待遇改善を推進
- ◆「キャリアアップ助成金」等の積極的な活用を促し、非正規雇用労働者の正社員就職を促進

カ．パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保

パートタイム労働者がその働きや貢献に応じ、正社員との均衡のとれた待遇が得られるようパートタイム労働法の履行確保を図り、パートタイム労働者の雇用管理改善に向けた事業主の取組を促進します。

- ◆ パートタイム労働法に基づく適切な指導
- ◆ パートタイム労働者の均等・均衡待遇等に取り組む事業主等への支援
- ◆ 正社員転換制度等に関する助言、短時間正社員制度導入支援に係る情報提供

安心して働くことができる環境整備の推進

ア．総合的ハラスメント対策の一体的実施

職場内でのトラブルを未然に防止するために、妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントの予防と解決に向けた取組が必要であり、そのための周知・啓発に努めます。

- ◆ 職場における妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメント対策の推進
- ◆ 職場におけるセクシュアルハラスメント対策の推進
- ◆ 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた周知・啓発
- ◆ 妊娠・出産、育児・介護休業等を理由とする不利益取扱いへの厳正な対応

イ. 労働関係紛争の解決の促進

○ 個別労働紛争解決制度の積極的な運用

労働局雇用環境・均等室、各労働基準監督署に設けられた「総合労働相談コーナー」では、広く労働関係の相談に応じて、関連する法令等の情報提供、適切なアドバイスによる話し合いによる解決の促進、他の処理機関等についての情報提供など、労働問題の「ワンストップ・サービス」を提供します。

【民事上の個別労働紛争相談内訳】

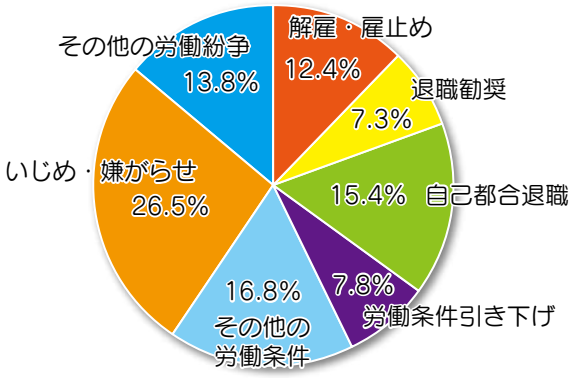

【個別労働紛争解決制度の運用状況】　（件）

処理内容	24年	25年	26年	27年	28年
総合労働相談	10,455	9,985	9,846	9,931	10,196
民事上の個別労働紛争相談	2,236	2,477	2,486	2,531	2,564
助言・指導（申出受付件数）	100	118	120	115	99
あっせん（申請受理件数）	56	83	49	49	41

○ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法関係の紛争解決の援助

相談者のニーズに応じ男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に基づく紛争解決の援助又は調停を行い、円滑かつ迅速な解決を図ります。

ウ. 適正な労働条件の整備・改善対策

働く人が活躍しやすい職場環境を作るため、労働契約法等の周知及び多様な働き方の導入支援を推進します。

- ◆ 労働契約法の内容について、無期転換ルールを中心とした積極的な周知及び有期特措法の認定申請に係る適切な対応
- ◆ 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの実施など学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組の実施
- ◆ 職務、勤務地、勤務時間を限定した「多様な正社員」制度の普及・拡大を推進
- ◆ 働き方・休み方改善コンサルタント等を活用した周知により「テレワーク」の普及促進に向けた機運の醸成

エ. 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への援助

最低賃金引上げに向けた、経営力強化・生産性向上のために、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進します。

- ◆ 経営改善と労働条件管理の相談等にワンストップで対応するための「愛媛県最低賃金総合相談支援センター」を設置し、無料の相談対応・専門家派遣
- ◆ 業務改善助成金等を活用した中小企業・小規模事業所の最低賃金引上げに向けた取組の支援

2 労働基準部の施策

働き過ぎ防止に向けた取組の推進

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、適正な労働時間管理・健康管理に関する窓口指導、監督指導を徹底します。特に、時間外労働時間数が１か月当たり80時間を超えている疑いがある事業場等に対しては、引き続き監督指導を徹底するとともに、複数の事業場で違法な長時間労働を行っている場合などは、公表等の取組を行います。

◆ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止に係る監督指導

過重労働重点監督（平成28年11月）の実施状況

		事業場数	割　合
過重労働重点監督実施事業場		72	
(1) 法違反があった事業場		57	79.2%
(2) 主な違反内容			
	①違法な時間外労働があったもの	34	47.2%
	うち、時間外労働の実績が月 80 時間を超えるもの	16	47.1%
	②賃金不払残業があったもの	11	15.3%
	③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	14	19.4%
(3) 主な健康障害防止に係る指導状況			
	① 健康障害防止措置が不十分なために改善を指導したもの	47	65.3%
	うち、時間外労働を月 80 時間以内に削減するよう指導したもの	33	70.2%
	②労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	15	20.8%

労働条件の履行確保・改善対策

働く人が活躍しやすい職場環境にするためには、経済情勢や労働者の雇用・就業形態に対応した基本的労働条件の枠組みやその管理体制の確立を図った上で、法定労働条件の履行を確保することが必要であり、労働基準関係法令を遵守するよう指導し、これを定着させていくことが重要です。

◆ 賃金不払残業防止のための労働時間管理徹底に向けた指導
◆ 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・徹底
◆ 特定の分野（自動車運転者、技能実習生等外国人労働者、障害者である労働者、介護労働者等）における労働条件確保改善のための労働基準関係法令遵守徹底に向けた指導
◆ 解雇・賃金不払等に係る申告への迅速かつ的確な対応
◆ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
◆ 「労災かくし」排除のための周知・啓発、悪質事案に対する厳正な対処

【平成27年の定期監督等の実施結果】（平成27年１月～12月）

			事業場数	割　合
定期監督等実施事業場			2,349	
何らかの法違反が認められた事業場			1,747	74.4%
	主要な法犯罪	労働条件の明示（労働基準法 15 条）	278	11.8%
		労働時間（労働基準法 32・40 条）	441	18.8%
		休憩（労働基準法 34 条）	36	1.5%
		休日（労働基準法 35 条）	43	1.8%
		割増賃金（労働基準法 37 条）	356	15.2%
		就業規則（労働基準法 89 条）	165	7.0%
		定期健康診断（労働安全衛生法・規則 44 条）	479	20.4%

労働者が安全で健康に働くことのできる職場づくり

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、第12次労働災害防止計画の最終年は以下の目標の達成を目指し、労働災害防止対策を推進します。

- 休業災害の2割を占める「転倒災害」に着目した「STOP！転倒災害プロジェクト」の効果的な推進
- 小売業、社会福祉施設、飲食店における「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の推進
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく指導
- 製造業、建設業、陸上貨物運送事業、第三次産業を重点業種とした指導

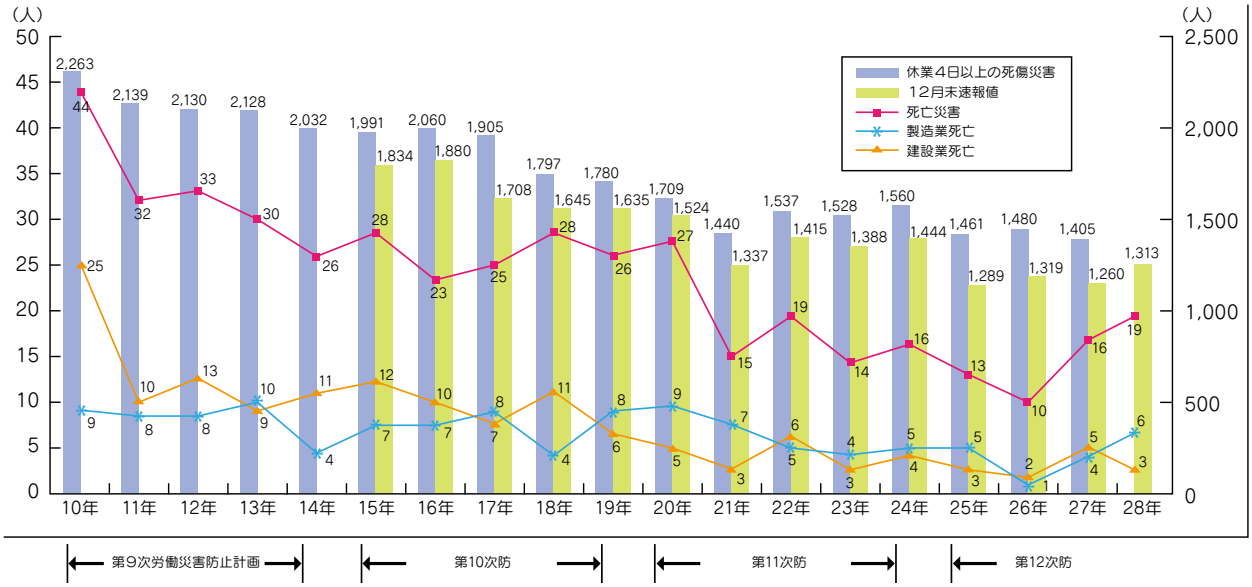

- 長期療養が必要な労働者の治療と仕事の両立支援の推進
- 化学物質による健康障害防止対策の推進
- ストレスチェック制度の円滑な実施と各種支援の活用促進
- 過重労働による健康障害防止のための健康管理等に関する指導
- 石綿障害予防対策の推進
- 熱中症及びじん肺などの職業性疾病等の予防対策の推進
- 職場における受動喫煙防止対策の推進と助成金等の活用の周知、啓発

定期健康診断有所見率の推移

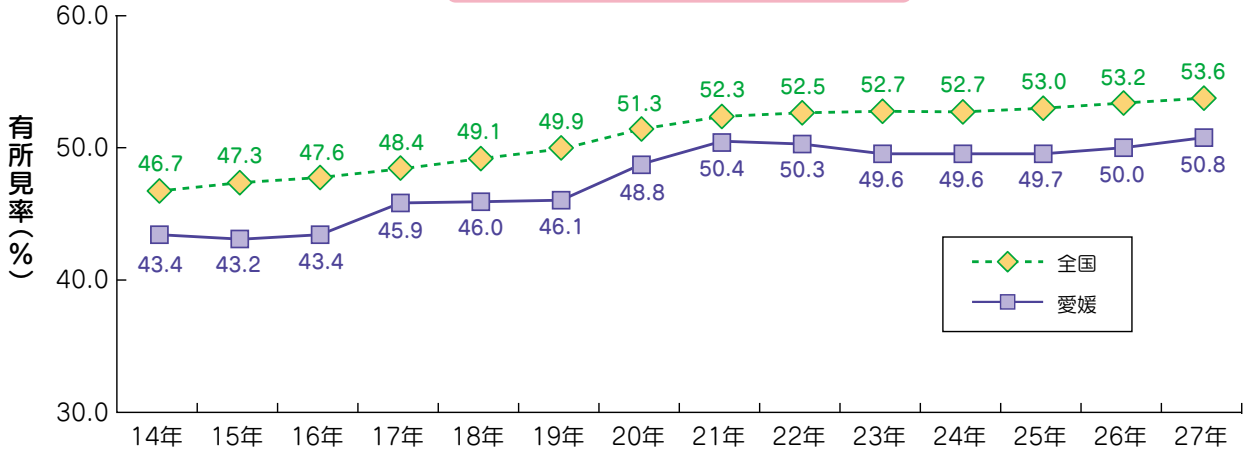

最低賃金制度の適切な運営

最低賃金制度が、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティネットとして機能するよう、適切な運営に努めます。

- ◆ 愛媛地方最低賃金審議会の円滑な運営
- ◆ 最低賃金額改定の周知及び遵守徹底

【愛媛県の最低賃金】

種別		最低賃金額（1時間）	発効年月日
愛媛県最低賃金		717円	28.10. 1
特定最低賃金	パルプ、紙製造業	847円	28.12.25
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	856円	28.12.25
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	829円	28.12.25
	船舶製造・修理業，舶用機関製造業	867円	28.12.25
	各種商品小売業	758円	28.12.25

労災補償対策の推進

被災労働者や遺族の方々からの労災保険給付の請求について、迅速・適正に処理し、早期救済を図ります。

- ◆ 労災保険の窓口相談の充実及び相談者への懇切・丁寧な説明
- ◆ 脳・心臓疾患及び精神障害関連疾患等の労災請求に対する迅速・適正な処理
- ◆ 石綿関連疾患に係る医療機関等への労災補償制度の周知及び保険給付の請求に対する適切な対応
- ◆ 労災診療費算定基準の医療機関への周知及び労災診療費の適正払いのための対応

【労災保険法に基づく主な労災補償状況（愛媛県内）】

（1）脳血管疾患・虚血性心疾患等

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
請求件数	5	12	11
認定件数	7	1	1

（2）精神障害等

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
請求件数	15	19	12
認定件数	4	2	1

（3）石綿による肺がん・中皮腫等

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
請求件数	18	9	17
認定件数	20	9	13

（注）各表における「認定件数」は、当該年度に認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

3 職業安定部の施策

職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

雇用失業情勢は、改善が進んでおり、求職者数は減少傾向で推移している中、ハローワークでは、求職者や求人事業所への種々の対策を講じるため、マッチングに直結する求職者・求人者サービスなど、職業紹介業務の質的な取組を充実するとともに、正社員就職の実現を図るため、求人・求職のマッチング向上に努めます。

- ◆ 求人・求職票の記載内容の充実
- ◆ 求職者ニーズに即した求人の確保と能動的マッチングの実施
- ◆ 担当者制を活用したきめ細やかな就職支援
- ◆ 正社員希望者に対する就職支援
- ◆ 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進
- ◆ 人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善
- ◆ 地方自治体と一体となった雇用対策の推進

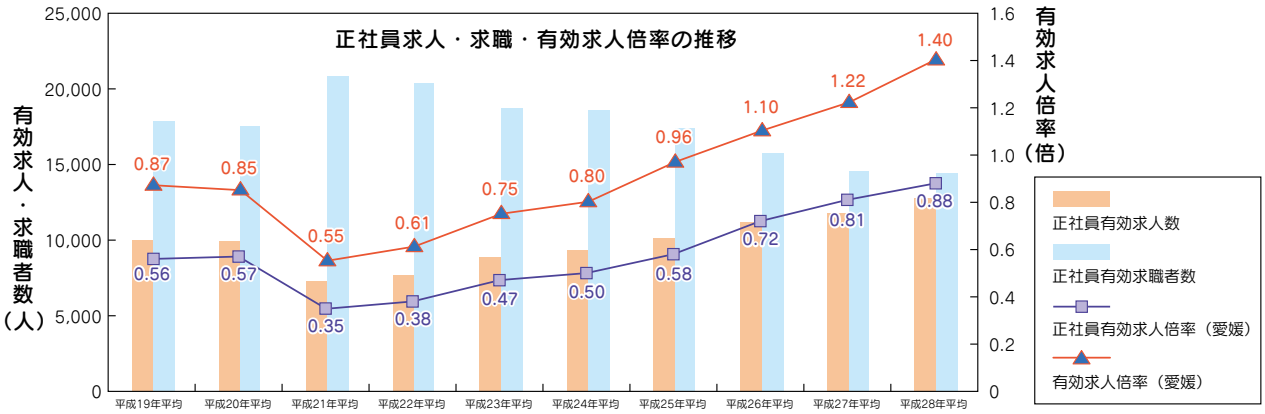

若者の雇用対策の推進

新規学校卒業予定者の就職環境は、景気の緩やかな回復基調が続いている中、順調に推移していますが、一人でも多くの就職を実現するため、新卒者・既卒者の就職・定着支援を強化するとともに、フリーター等に対する正規雇用の実現に向けて支援します。

- ◆ 新卒応援ハローワークの利用促進と新卒者・既卒者に対するきめ細やかな就職・定着支援
- ◆ 新卒者等就職・採用応援本部会議を活用した関係機関との連携による就職支援
- ◆ 若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」の普及拡大と若者に対する職場情報の積極的な情報発信
- ◆ フリーター等の正規雇用化に向けた取組の推進・定着支援
- ◆ 若者サポートステーションと連携したニート等の若者に対する職業的自立の支援

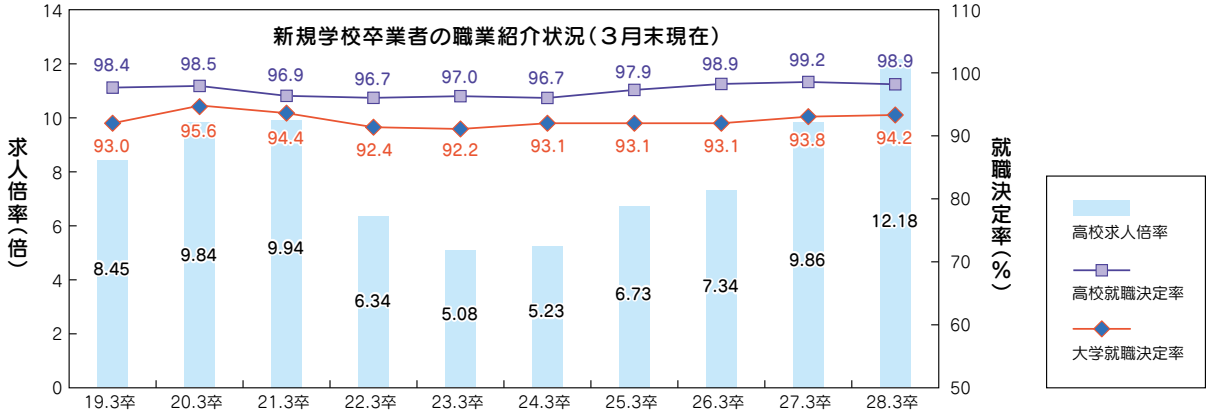

高年齢者雇用対策の推進

高年齢者がその意欲と能力に応じて年齢にかかわりなく働くことができるよう「生涯現役社会」の実現を目指して、雇用・就業環境の整備に向けた対策を推進します。

- ◆ 年齢にかかわりなく意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進
- ◆ 高年齢者等の再就職の援助・促進
- ◆ 高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

愛媛県内の高年齢者の雇用状況（６月１日現在）

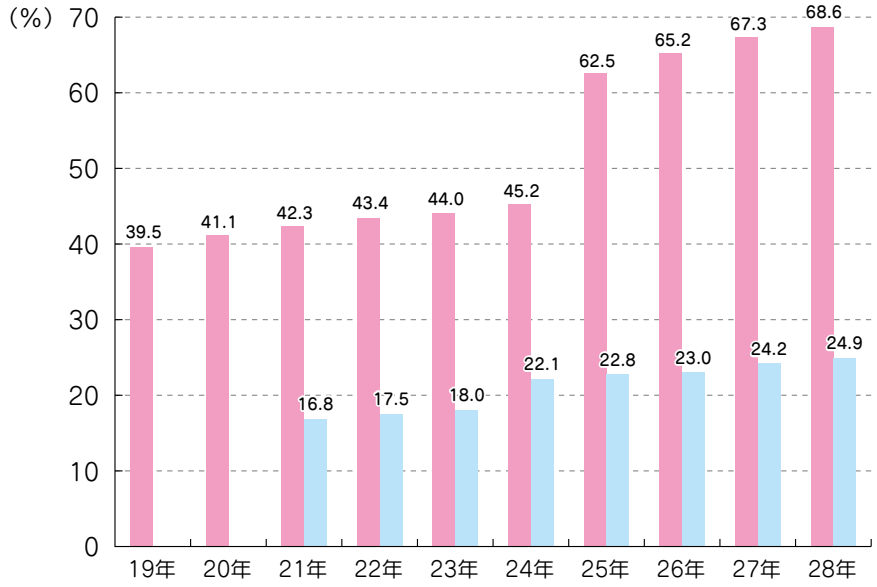

（注1）対象企業は、31人以上規模企業
（注2）70歳まで働ける企業割合等は、21年から高年齢者等職業安定対策基本方針に基づき公表

障害者雇用対策の推進

障害者の就業ニーズが高まる中、法定雇用率達成に向けて、関係機関と連携しながら、障害特性に応じた支援を実施し、障害者の雇用を促進します。

- ◆ 法定雇用率［2.0%（民間）］達成のための障害者雇用の更なる推進
- ◆ ハローワークと福祉施設・教育機関等の関係機関との連携による「チーム支援」の推進
- ◆ 「就職面接会」の積極的な実施等、ハローワークのマッチング機能の強化と地域の関係機関と連携した職場定着の推進
- ◆ 各種助成制度の積極的な周知・活用促進

愛媛県内の障害者の雇用状況（各年６月１日現在）

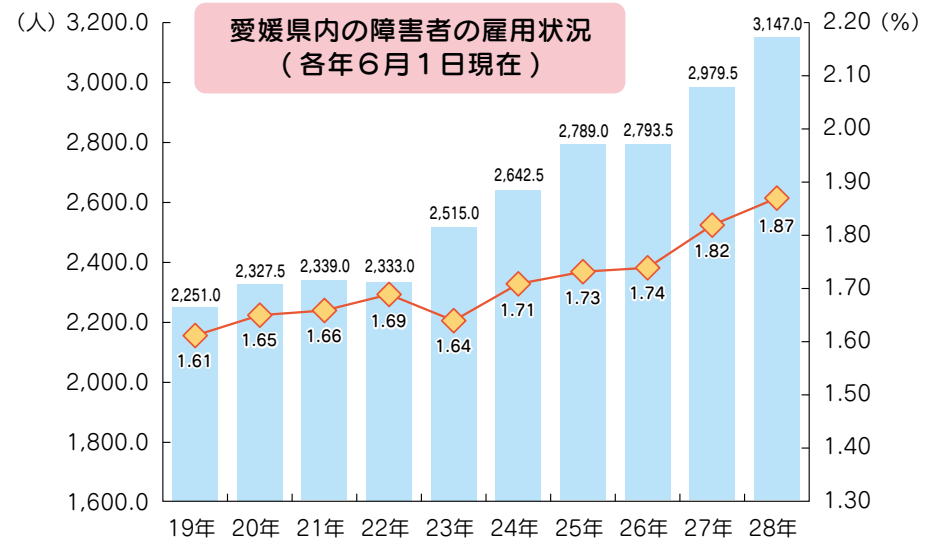

（注1）平成25年度から法定雇用率対象の企業規模は、50人以上規模（法定雇用率2.0%）である。
（注2）平成18年以降は精神障害者を含む。なお、短時間労働者は1人をもって0.5人分としてカウントする。
（注3）平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引下げ等）があった。

手厚いセーフティネットの構築

生活保護受給者などの生活困窮者を広く対象に、地方公共団体とハローワークが一体となった就労支援を推進します。

- ◆ 地方公共団体との協定に基づく、就労支援チームによる支援や住居・生活相談等雇用支援の一体的実施
- ◆ 生活保護受給者等の就労による自立を促進するため、福祉事務所への積極的な出張相談や生活保護受給申請段階からの就労支援
- ◆ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の支援対象者への効果的な就労支援

【生活保護受給者等就労自立促進事業実施状況】

年　　度	支援対象者数	支援終了者数	就 職 者 数	就　職　者
平成23年度	407	353	206	50.6%
平成24年度	707	746	433	61.2%
平成25年度	668	734	497	74.4%
平成26年度	768	761	530	69.0%
平成27年度	732	737	499	68.2%
平成28年度	560	559	420	75.0%

(注)平成28年度は、平成28年12月末現在である。

地域のニーズに即した公共職業訓練・求職者支援訓練の展開と訓練修了者への就職支援

地域の求人・求職者ニーズに即した公共職業訓練と求職者支援訓練を展開するとともに、訓練修了者に対する集中的な就職支援を行います。

- ◆ 訓練ニーズの把握と訓練関係機関への体系的な情報提供
- ◆ 地域の特性・ニーズに即した総合的な地域職業訓練実施計画の策定
- ◆ ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングによる求職者の適性・能力を踏まえた適切な訓練への誘導
- ◆ 担当者制による訓練修了者に対するきめ細かな就職支援
- ◆ 訓練実施機関との緊密な連携

【公共職業訓練の状況】

年　度	訓練実施機関	コース数	定　員	就職率
平成 27 年度	施設内訓練	33	534	86.8%
	委託訓練	60	704	82.5%
平成 28 年度 (28.4 ～ 28.12)	施設内訓練	26	378	―
	委託訓練	50	597	―

【求職者支援訓練の状況】

コース別	訓練開始時期	コース数	定　員	受講者数	就職率
基礎コース	平成 27 年度	16	221	154	61.8%
	平成 28 年度（28.4 ～ 28.11）	10	155	65	―
実践コース	平成 27 年度	34	515	270	63.9%
	平成 28 年度（28.4 ～ 28.11）	18	260	150	―

(注)就職率は、平成27年4月1日～平成28年3月31日に終了したコースの雇用保険適用就職状況である。

民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

労働者派遣事業や職業紹介事業が適正に運営されるよう、法制度の周知や指導監督等に努め、労働者派遣法及び職業安定法の円滑な施行を図ります。

- ◆ 労働者派遣事業、職業紹介事業の周知
- ◆ 改正労働者派遣法の周知・啓発
- ◆ 労働者派遣事業、職業紹介事業の新規許可・許可更新、届出等の的確な相談・審査
- ◆ 労働者派遣事業者等による違法派遣、偽装請負、悪質違反等に対する厳正な指導監督
- ◆ 職業紹介事業者等が行う求人・求職受理、労働条件の明示、手数料徴収等について厳正な指導監督

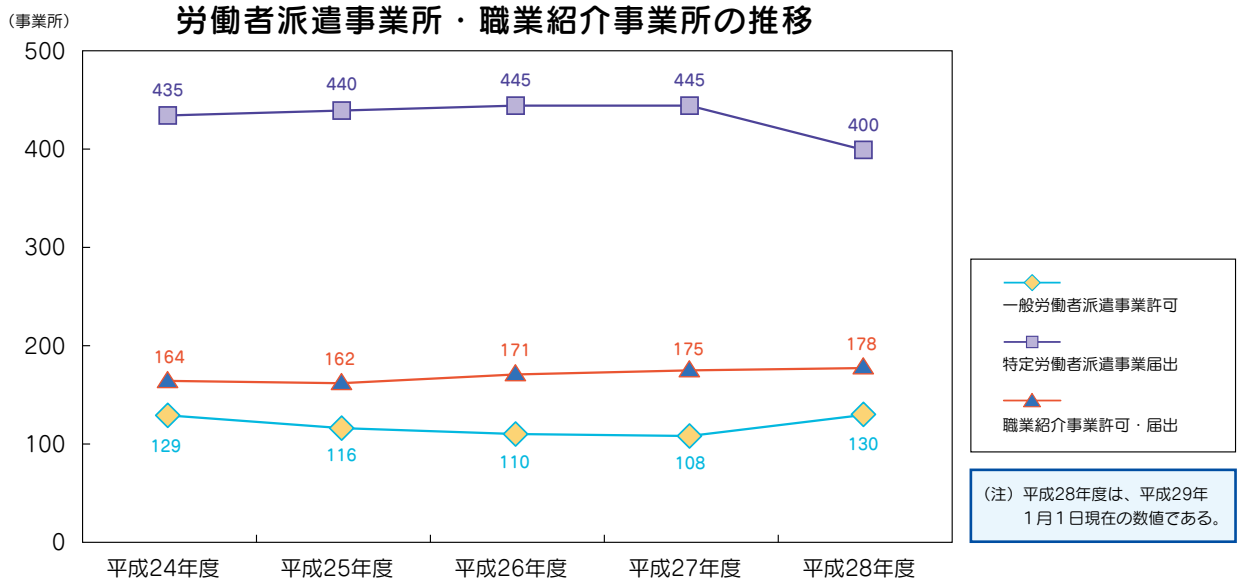

4 労働保険徴収室の施策

労働保険制度は、それ自体が労働者のセーフティネットであるとともに、労災保険給付・雇用保険給付などの各種施策を推進する財政基盤となるものです。

労働者のセーフティネットとしての役割を果たしていくため、労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平及び労働者の福祉の向上等の観点から、次のとおり取り組みます。

労働保険の未手続事業一掃対策の推進

労働者を雇用するすべての事業主の労働保険への加入を最重要課題とし、労働保険料の公平な負担を図るため、加入勧奨及び手続指導等を強化し、積極的に労働保険の加入促進を図ります。

他の行政機関との連携を密にして、再三の勧奨・指導等を行っても加入しない事業所には、職権による保険成立手続、保険料の認定決定も実施します。

労働保険料等の適正徴収

事業主に対し、労働保険制度に対する理解を促し、法令に従い労働保険料等を申告・納付するよう適切な指導に努めます。

収納率の向上を図るため、滞納整理、納付督励等の徴収業務に積極的に取り組みます。

労働保険料の口座振替制度について、利便性等の周知を図り、利用促進に努めます。

愛媛労働局の組織と業務内容

愛媛労働局は、愛媛県における国の労働行政機関（厚生労働省）として、労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）を統括しています。

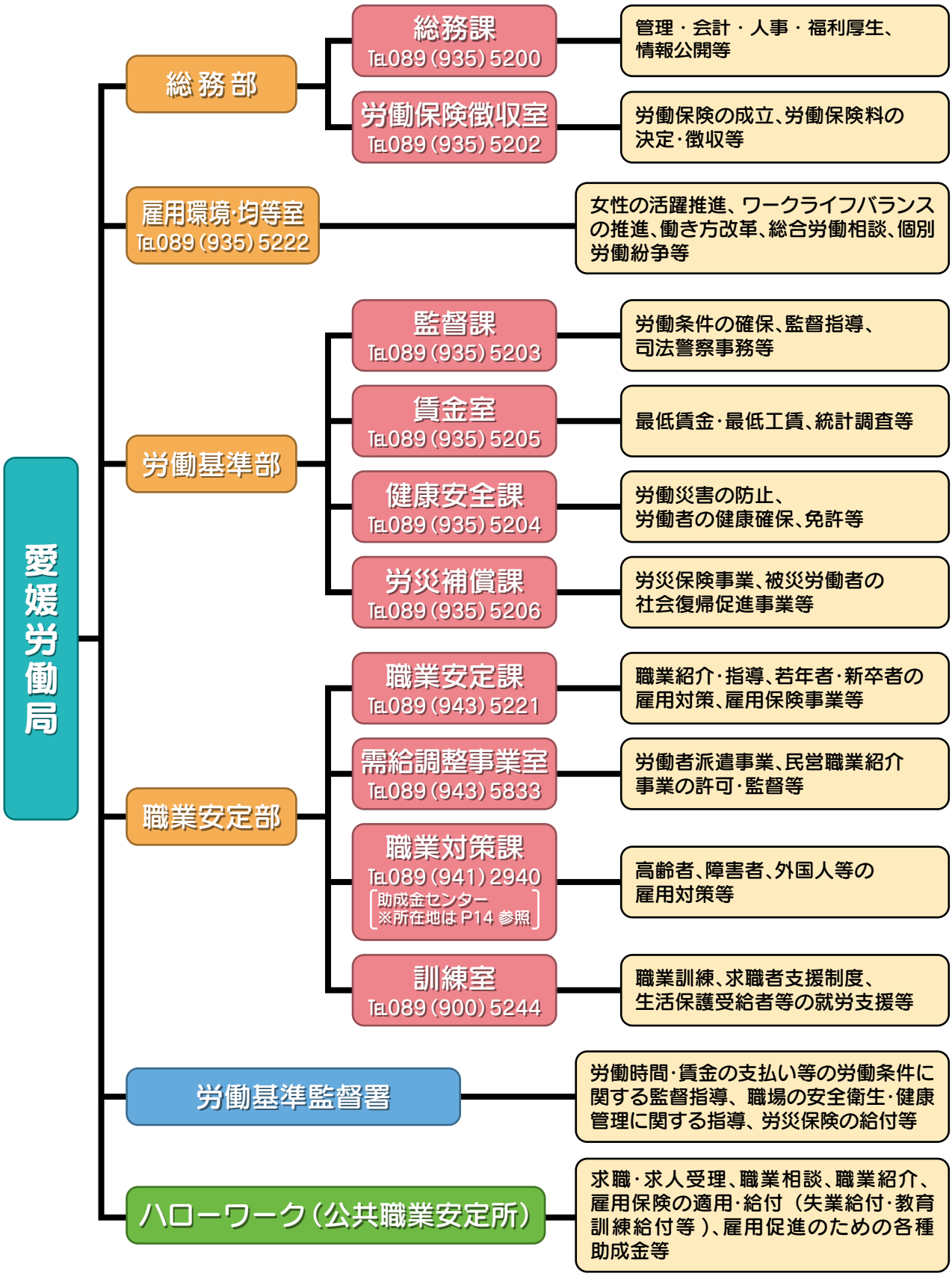

労働基準監督署・ハローワーク　一覧

労働基準監督署

監督署名	郵便番号	所 在 地	電話・FAX	管轄区域
松　山	791-8523	松山市六軒家町3-27 松山労働総合庁舎4F	電話 089(917)5250 FAX 089(917)5230	松山市、伊予市、東温市、 伊予郡、上浮穴郡
新居浜	792-0025	新居浜市一宮町1-5-3	電話 0897(37)0151 FAX 0897(37)3655	新居浜市、西条市、四国中央市、 今治市宮窪町大字四阪島
今　治	794-0042	今治市旭町1-3-1	電話 0898(32)4560 FAX 0898(31)3362	今治市（今治市宮窪町大字 四阪島を除く）、越智郡
八幡浜	796-0031	八幡浜市江戸岡1-1-10	電話 0894(22)1750 FAX 0894(22)1899	八幡浜市、大洲市、西予市、 西宇和郡、喜多郡
宇和島	798-0036	宇和島市天神町4-40 宇和島地方合同庁舎3F	電話 0895(22)4655 FAX 0895(24)3389	宇和島市、北宇和郡、南宇和郡

ハローワーク（公共職業安定所）

安定所名	郵便番号	所 在 地	電話・FAX	管轄区域
松　山	791-8522	松山市六軒家町3-27 松山労働総合庁舎1～3F	電話 089(917)8609 FAX 089(917)5233	松山市、伊予市、東温市、 伊予郡、上浮穴郡
今　治	794-0043	今治市南宝来町2-1-6	電話 0898(32)5020 FAX 0898(33)3593	今治市（今治市宮窪町大字 四阪島を除く）、越智郡
八幡浜	796-0010	八幡浜市松柏丙838-1	電話 0894(22)4033 FAX 0894(22)5051	八幡浜市、西予市、西宇和郡
宇和島	798-0036	宇和島市天神町4-7	電話 0895(22)8609 FAX 0895(22)8566	宇和島市、北宇和郡、南宇和郡
新居浜	792-0025	新居浜市一宮町1-14-16	電話 0897(34)7100 FAX 0897(37)0590	新居浜市、今治市宮窪町大字 四阪島
西　条	793-0030	西条市大町受315-4	電話 0897(56)3015 FAX 0897(56)3001	西条市
四国中央	799-0405	四国中央市三島中央1-16-72	電話 0896(24)5770 FAX 0896(23)6639	四国中央市
大　洲	795-0054	大洲市中村210-6	電話 0893(24)3191 FAX 0893(23)3620	大洲市、喜多郡

総合労働相談コーナー	業務内容	労働者、事業主を対象とした、労働条件、退職、いじめ、嫌がらせ、男女差別、セクハラ、育児休業・介護休業、パートタイム労働等の労働問題に関するあらゆる分野のご相談
愛媛労働局総合労働相談コーナー	愛媛労働局雇用環境・均等室内	雇用均等問題相談　電話 089(935)5224 労働問題相談　電話 089(935)5208
松山総合労働相談コーナー	松山労働基準監督署内	電話 089(927)5150
新居浜総合労働相談コーナー	新居浜労働基準監督署内	電話 0897(37)0151
今治総合労働相談コーナー	今治労働基準監督署内	電話 0898(32)4560
八幡浜総合労働相談コーナー	八幡浜労働基準監督署内	電話 0894(22)1750
宇和島総合労働相談コーナー	宇和島労働基準監督署内	電話 0895(22)4655

愛媛労働局の分室

名　称	所在地	電話・FAX	業務内容
助成金センター （職業対策課分室）	〒790-0012 松山市湊町三丁目4-6 松山市銀天街 ショッピングセンター GET! 4F	電話 089(987)6370 FAX 089(987)6371	雇用関係助成金に係る相談、申請受付等

ハローワーク（公共職業安定所）付属施設・機関等

名　称	所在地	電話・FAX	業務内容
ハローワークプラザ松山 （ハローワーク松山湊町職業相談等窓口）	〒790-0012 松山市湊町3-4-6 GET!4F 【開庁延長】 ・月・金曜日 17：15～19：00 ※まつやまマザーズコーナーを除く	総合案内 電話 089(913)7401 FAX 089(913)7418	◆ 求人閲覧コーナー コンピュータによる 求人情報の提供 ◆ 職業紹介コーナー 一般・パートの職業相談、 職業紹介 ◆ 早期就職支援コーナー 雇用保険受給者の予約 相談による再就職支援
まつやまマザーズコーナー	【土曜開庁】 ・第2・第4土曜日 10：00～17：00 ・但し、祝日及び年末年始 （12/29～1/3）は休み	電話 089(913)7410	子育てをしながら就職を希望する方の就職支援
愛媛わかもの ハローワーク		電話 089(913)7404	フリーターなどの正規雇用化のための就職支援、職場定着支援
愛媛新卒応援 ハローワーク		電話 089(913)7416	新規学校卒業予定者、未就職卒業者、既卒者の職業相談、職業紹介、求人受理
愛媛県地域 共同就職支援センター	〒791-8057 松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ3F	電話 089(946)8022 FAX 089(953)5177	一般・パートの職業相談、職業紹介、求人情報の提供
ハローワークプラザ今治 （ハローワーク今治南大門町 職業相談等窓口）	〒794-0027 今治市南大門町1-3-1 今治ビル新棟1F	電話 0898(31)8600 FAX 0898(31)1444	◆ 一般・パートの職業相談、 職業紹介、求人情報の提供 ◆ マザーズコーナー 子育てをしながら就職を 希望する方の就職支援
西予市ふるさと ハローワーク	〒797-0015 西予市宇和町卯之町 3-434-1 西予市役所内	電話 0894(62)1966 FAX 0894(62)1913	一般・パートの職業相談、職業紹介、求人受理

愛媛労働局ホームページ

http://ehime-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/

ハローワークインターネットサービス

https://www.hellowork.go.jp/

厚生労働省が運営する、就職支援・雇用促進のためのサイトです。
求人の検索や雇用保険のお手続、求人のお申込み手続や雇用保険・助成金、ハローワークの情報などのサービスを提供しています。

働きやすい・働きがいのある職場づくりサイト

http://www.mhlw.go.jp/chushoukigyou_kaizen/

中小企業の雇用管理改善の取組を支援し、魅力ある雇用創出を図ることを目的として、「働きやすい・働きがいのある職場づくり」の好事例やお使いいただける支援策を掲載しています。

働き方・休み方改善ポータルサイト

http://work-holiday.mhlw.go.jp/

企業や社員が「働き方・休み方」を自己診断することで、改善のヒントを見つけられるサイトです。

労働条件相談ほっとライン

0120-811-610（はい！ろうどう）

平日夜間・土日に無料でご相談をお受けしています。

職場のあんぜんサイト

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/

働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動を応援します。

こころの耳　働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

http://kokoro.mhlw.go.jp/

心の健康確保と自殺や過労死などの予防のためのサイト

女性の活躍・両立支援総合サイト

http://www.positive-ryouritsu.jp/

企業における女性の活躍推進に関する情報や仕事と家庭の両立支援に関する情報を提供します。

厚生労働省電子申請（申請・届出等の手続案内）

http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/index.html